

いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2019.6.30

220

号

発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会

〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705

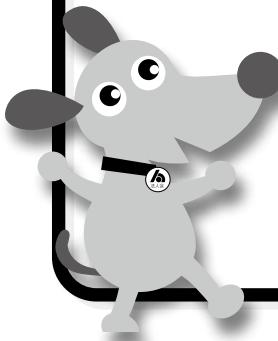
印刷／株松弘堂



令和元年度 定時社員総会 (通算第7回)

主な内容

令和元年度 定時社員総会 写真	P1
令和元年度 定時社員総会開催報告	P2
令和元年度 青年部会・女性部会報告会開催報告	P3
働き方改革で変わるこれからの賃金制度	P4,5
石巻の歴史から⑬「天保の飢饉その④(番外編)家系を維持した毛利家」	P6,7
石巻税務署より「令和元年10月1日より消費税の軽減税率制度が実施されます」	P8,9
事業報告	P10~12
ホームページへ会員企業紹介登録のご案内	P12,13
厚生仙台クリニックより「Q&Aコーナー PET検診を受けた後に注意する点などは?」	P14
新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定	P15
石巻法人会受託会社のご紹介	P16





公益社団法人 石巻法人会 役員名簿

会長	松本 賢	(株)石巻精機製作所
	大河原 悅	(株)大河原光学
	尾形 和昭	協立塗料(株)
	松本 俊彦	(株)松弘堂
	伊藤 武彦	カガク興商(株)
	佐藤幸太郎	東北電子工業(株)
	櫻井 一義	(株)櫻井建設
副会長	浅野 辰之	宮城ヤンマー(株)
	久我 文敏	久我建設(株)
	後藤 宗徳	(株)ソーワダイレクト
	木村 研一	(株)ゼン・インターナショナル
	若生 保彦	若生工業(株)
	松本 治久	(株)七星社
理	今野 将克	(有)今弥商店
	土田 太一	(株)土田葬祭
事	武山 良一	(株)タケヤマ
	阿部 秀敏	(株)工又エス機器
	伊藤 伸彦	(株)伊藤建材
	千葉 雄之	(株)ヒラツカ
	大森 宣勝	(株)ちゃんこ萩乃井
	三浦 剛	みうら家具(株)
	千葉 伸芳	(株)東松島まるせんタクシー

理 事	佐藤 牧觀	(株)上東五和
	村上 雅紀	(株)オーテック
	遠藤 貢	女川魚市場買受人(協)
	武山 良治	(有)報武工務店
	岩佐 泰啓	(株)アミックス
	佐藤 昌良	(株)丸本組
	鶴岡 昭雄	(株)アーバンプランツ
	井上 一	(株)井上
	守 健夫	(株)守平商店
	青木 八州	石巻ガス(株)
	小野寺 靖	丸興産業(株)
	大森信治郎	(株)大もり屋本店
	丸岡 美穂	(株)テイケイシ石巻電算センター
	松川 幸代	(株)あさひ財務経営
	齋藤 祐司	(株)齋武商店
	遠藤 利夫	(株)遠藤商会
	加納 茂信	(青年部会)(株)ランプワークス
	岩倉智津江	(女性部会)(株)桃生交通
監 事	木村 繁	石巻商工信用組合
	石堂 紳一	(有)石堂会計事務所
	佐々木 淳	石巻信用金庫

去る、六月五日(水)石巻グランドホテルにて、令和元年度定時社員総会を開催し百十六名が出席しました。

当日は、石巻税務署署長 佐々木匡之様、宮城県東部県税事務所副参事 渡辺和哉様、東北税理士会石巻支部副支部長 鶴田勇治様、当会と姉妹法人会である公益社団法人豊島法人会会长 南山幸弘様ほか友誼団体から多くのご来賓の方々にご臨席を得て開催されました。総会では、まず既に理事会で承認された事項が報告されました。

続いて、議案が上程され、いずれも原案通り満場一致で可決承認されました。

総会終了後、永年に渡り当会の発展に寄与された方々へ感謝状の贈呈と併せて優良経理員表彰、会員増強功労者表彰、が行われました。こちらの様子は次ページにて詳

しく記載しております。

【報告事項】 ◆平成三十六年 ◆平成三十九年 ◆令和元年 ◆その他

- ◇平成三十年度事業報告の件
 - ◇平成三十年度事業計画報告の件
 - ◇令和元年度收支予算報告の件
 - ◇その他
 - ◇第一号議案
 - 平成三十年度收支決算承認の件
 - 監事監査報告Ⅱ
 - ◇第二号議案
 - 任期満了に伴う役員改選承認の件
 - ◇第三号議案 その他



【臨時理事会】

会長・筆頭副会長・副会長の選任について

会長・代表理事 松本 賢
筆頭副会長 (株)石巻精機製作所

・副会長・業務執行理事	大河原 惇 (株)大河原光学
尾形 和昭	協立塗料 (株)
松本 俊彦	株松弘堂
櫻井 一義	(株)櫻井建設
伊藤 武彦	(株)カガク興商
佐藤幸太郎	東北電子工業 (株)

顧問・相談役・参与

參	相談役	顧問／高橋
与	平塚	善司／貞夫
／	澤村	齋藤
淺野	佐藤	遠藤
近江	鈴木	祐也
亨	啓三	實
	良智	
	文雄	
	千葉	
	上岡	
	政武	
	國夫	

第三部として特別講演会が行われ、石巻税務署法人課税第一部明流舌国税調査官

当会副会長の高橋悌太郎氏
が3月20日に72歳で急逝され
ました。

特別講演会

計報

永年の功労・顕著な貢献を称え 九名に表彰状など授与

第二部として総会終了後、令和元年度優良経理員表彰となりました。

優良経理員表彰は、経理担当者の資質向上を図る目的で毎年実施しており、会員企業から推薦された十年以上の勤務経験のある優秀な経理担当社員を受賞対象者としています。本年度は左記の四名が受賞しました。

会員増強功労者表彰は、会員増強運動の一環としてこちらも毎年実施しており、会員増強に大きく貢献された方々を受賞対象者としています。こちらは四名一社へ感謝状を贈呈しました。(それぞれ総務委員会で審査し表彰しております)

優良経理員表彰者

四名

小野ゆかり
鈴木 健浩
後藤 智実
加藤 優也

(順不同・敬称略)

会員増強功労者表彰

四名

一社

(順不同・敬称略)

及川 裕介
佐藤 幸太郎
齋藤 大輔
AIG損害保険(株)石巻支店

新東保険事務所
東北電子工業株

菱中建設(株)石巻支店

十文字屋

あさひ電子(株)

(順不同・敬称略)

感謝状
石巻税務署より石巻法人会
へ、消費税軽減税率制度の周
知広報活動への
協力に対する感
謝状を頂戴しま
した。

佐々木署長よ
り松本会長へ直
接お渡しいただ
きました。

石巻税務署より感謝状を頂戴しました

石巻税務署より石巻法人会
へ、消費税軽減税率制度の周
知広報活動への
協力に対する感
謝状を頂戴しま
した。

佐々木署長よ
り松本会長へ直
接お渡しいただ
きました。

青年部会 令和元年度報告会

女性部会 令和元年度報告会

令和元年五月十七日(金)大もりや本店にて、青年部会令和元年度報告会を開催しました。当日は、石巻税務署署長 佐々木匡之様、石巻税務署法人課税第一部門統括国税調査官 板垣淳様、東北税理士会石巻支部副支部長 丸岡美穂様、一般社団法人石巻青年会議所理事長 齋藤光智様をはじめ、多くのご来賓の方々にご臨席を賜りました。

報告会では、役員会で承認された議案すべてが報告され、滞りなく終了しました。報告会終了後、第二部として講演会が行われました。講師に、(有)ファーム・ソレイユ東北緑茶店舗事業部 お茶のあさひ園 日野朱夏氏をお招きし、「お茶のある暮らし～お茶との出会いは人とめぐり合い～」の演題で講演をいただき、自身の経歴と現在注力している国産紅茶「kitaha」の開発などについてもお話をいただきました。なお、新役員には左記の方々が就任されました。

また、報告会終了後、第二部として講演会が行われました。講師に、(有)ファーム・ソレイユ東北緑茶店舗事業部 お茶のあさひ園 日野朱夏氏をお招きし、「お茶のある暮らし～お茶との出会いは人とめぐり合い～」の演題で講演をいただき、自身の経歴と現在注力している国産紅茶「kitaha」の開発などについてもお話をいただきました。なお、新役員には左記の方々が就任されました。



令和元年度 青年部会役員名簿

職名	氏名	会社名
部会長	加納 茂信	(株)ランプワークス
副部会長	柳橋 哲也	(株)ほんせレクト
	高橋 一	(有)アグリサービス高勝
	高橋 政則	(有)高橋建機工業
幹事	相澤 剛	(株)アイセイオート
	岩倉 準	(株)桃生交通
	及川 郁伸	大同生命保険株石巻営業所
	大橋 謙	(有)おおはしコーポレーション
	雁部 伸浩	(株)ケアーサービス希慈
	菊地 敏宏	社会保険労務士さくち事務所
	今野 貴史	(有)エステートコンノ
	平井 敏雄	AIG損害保険株石巻支店
	松永 有一	マツナガ
	渡邊 宏紀	桃建工業(株)
顧問	今野 英樹	今野畠包(株)
相談役	木村 知樹	(株)さむら葬儀社
相談役(賛助会員)	菅松 敏行	(有)菅松石材工業

令和元年度 女性部会役員名簿

職名	氏名	会社名
部会長	岩倉智津江	(株)桃生交通
副部会長	木村美保子	(株)ゼン・インターナショナル
	渡辺ひろ子	桃建工業(株)
	根子 邦枝	(株)共和車輛
幹事	大森八重子	(有)大森花園
	菊地 幸子	(株)菊地モータース
	斎藤喜和子	石巻みなど商運(株)
	佐々木ミチ子	(株)ヤマサコウショウ
	斎藤さき子	河北トラック(株)
	高橋 和子	北上電設工業(株)
	松本 美美	(株)アシハラ
	小笠原博美	(株)友善商事
	横山 章子	(有)追分温泉
相談役	阿部 信子	豊和建設(株)
顧問	杉浦みち子	(株)杉浦鉄工所

これから働き方改革で変わる賃金制度

* 最近の司法判断から
見えてくるもの

特定社会保険労務士
小島 信一

ショッキングな判決

政府が主導する働き方改革を受けた労働法の改正が行われ、本年4月から年次有給休暇の5日強制付与、

管理者に対して労働時間の状況把握を義務づけるなど、明らかに今までとは趣の異なる企業経営が求められるようになっています。

経営者は、これら時代の流れに戸惑い、働き方改革自体に半信半疑であるため、自社の改革が進まないといった状況です。

今後は、残業時間の上限規制、正規と非正規の格差は正を図る「同一労働・同一賃金」が急ピッチでやってきます。

ここで和解するのか分かりませんが、同一労働同一賃金を巡り、このようなショッキングな裁判例が最近多く出てています。

最近の裁判例

実は、働き方改革で一番のキモとなるのは、同一労働・同一賃金かもしれません。そのことを先取りした

ような裁判例が本年2月20日に出ました。

東京高裁の例ですが、東京メトロの売店で働く契約社員ら4人が、正社員との待遇に格差があるのは不适当として、手当の差額などを約5000万円の支払いをコマース（東京都）に求めたのです。

請求の大半を棄却した1審判決は変更され、原告2人への退職金不払いは「違法」だとして、同社に220万円の賠償を命じたのです。最高裁まで行くのか、

昨年6月に、最高裁で今後の実務を方向づける同一労働・同一賃金に関する2つの判決（ハマキヨウレックス事件、長澤運輸事件）30.6.1最高裁第二小法

【日本版】同一労働・同一賃金

同一労働・同一賃金とは、そのまま解釈すると、「同じ仕事をしているのだから、同じ賃金とすべき」ということになります。

ただ、今回の改正は、「日本版」との冠がつく通りに、歐米に見られるような厳密な意味での「同一労働・同一賃金」ではありません。

根拠法は、改正されたパート・有期雇用労働法です。

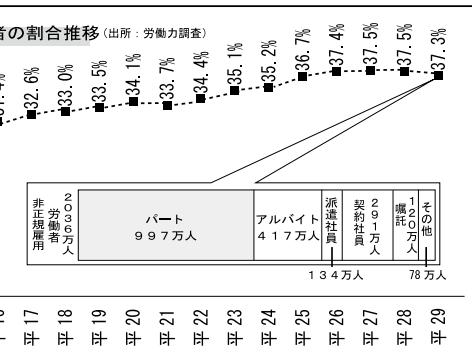
そのため、正社員間といふより、正社員と非正社員の間の格差を射程にしています。

特徴としては、

労働契約に期間を定めることで雇用調整しやすくし、賞与や退職金が支給されない、時給であり、正社員を時給に換算した場合と比べ

とくに、正社員に支給されている各種手当を非正規である、パートや定年後退職して再雇用された嘱託にも支払って欲しい、というケースで争いが見られます。

廷判決（が出たように、最近「不合理な格差の禁止（同一労働・同一賃金）」を先取りした裁判例が次々に出ています。



一般に低額になつてゐる、昇給する場合もあるが、あまり大きく上がることはない、などがあります。

つまり、人件費の調整弁になつてゐる感があります。

会社によつては、仕事内容がほとんど変わらないに低待遇の許容を求めるケースもあり、社会問題化していました。

今回の改正は、ここが是正されたのです。

今後の実務対応

それでは、企業は今後、どのような実務対応が必要なのでしょうか。

平成30年12月28日に、「短

時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（以下「指針」といいます）」が発表されましたので、この指針をもとに就業規則を変更し、運用していくことです。

まず、「一番キモとなる「基本給」ですが、額を決める

ときの要素をはつきりさせることです。

指針では、①労働者の能力または経験、②業績または成果に応じたもの、③勤続年数に応じたもの、の3つの例についてこういう場合は違反です、こういう場合は違反していません、と具体的な記載がありますので、そここの記述を参考に制度設計していきます。

経営者の思い付きやその場しのぎで基本給を決めてきたような場合は、是正が必要です。

これが違和感を感じるな

らば、勤続年数で基本給を決めない方がいいのです。

なお、基本給の決定要素がはつきりしたら、次はどうやってそれが上がったり、下がったりするのか、を決めます。

通常は、評価制度とリンクさせるような制度が一般的です。

見てきたように、かなり

は何か、それをクリアにしない限り「差」について説明できなくなりますし、その要素に応じた額も決めることはできません。

我が国の場合、総合決定

給といって、基本給を決め

る要素に年齢、能力、業績、やる気、勤続、仕事内容などを「総合的」に勘案して

このように、基本給を決める「要素（モノサシ）」をはつきりさせ、それを一貫さて、評価して賃金を決める、という決め方が多くの場合（要はあいまいな金制度）を作ることが重要

るときの要素を明らかにす

る、ということ自体が実はハードルが高くなっています。

例えば、勤続年数で基本給を決める場合、パートと社員で勤続年数が同じならば同じ額を支給しなくてはなりません。

また、この理屈で考

と、60歳超の嘱託が一番高い基本給額ということになります。

これに違和感を感じるな

らば、勤続年数で基本給を決めない方がいいのです。

なお、「貢献に応じた部分」をどう考えるか、が実務上のポイントになります。

半分なのか、4分の1な

のか、同様に払うのか、に

ついて検討しなくてはなり

ません。

なお、退職金については

ガイドラインでは触れて

いないので、自社の退職金の支給要件（なぜ払われるのか）を明確にし、非正規と差があるのはどうか、を考慮して払うのか払わないの

か、払うとしたら額をどう

するのか、について制度設

計します。

退職金・賞与

おわりに

見てきたように、かなり難しい対応を求められています。これが今回の法改正です。

パートだから賞与がない、

退職金がない（それが常

識でしょ、みたいな）、と

いう説明をした場合、「説

明したことにならない」と

前述のガイドライン（案）

に記載されていました。

人事制度をしっかりと作つ

ていき、不合理な格差が出

ないような運用が求められ

ることになりますので、よ

くよく準備して取り組んで

下さい。

天保の飢饉 その四

(番外編) 家系を維持した毛利家

石巻市芸術文化振興財団

理事長 阿部 和夫

毛利家十代目「七蔵⑦」は、再婚によって後継者理兵衛を得て毛利家を継承することが出来ました。この「七蔵⑦」以降の毛利家の人物の中で、石巻の歴史に深く関わる人が輩出されるのですが、その中から四人の人物について紹介します。

先ず一番目は「理兵衛⑨」です。彼は、門脇村の菊池家から妻「ひさ⑧」を迎えます。そして二人は四人の子どもに恵まれました。

少年少女時代に天保の飢饉を経験しながら生き抜いてきた二人でしたが、妻「ひさ⑧」は慶応四年（一八六八）八月二十三日に四十二歳で亡くなってしまいます。この慶応四年という年は、戊辰戦争という国内戦争で世の中は騒

然としている時期でした。同じ月の二十六日には旧幕府軍の榎本武揚が海路仙台藩に入り、理兵衛宅は、榎本武揚や土方歳三の宿舎となります。やがて、旧幕府軍が石巻村、湊村、根岸村渡波に駐留し、攻めてくる新政府軍との間に戦端が開かれる可能性が出てきました。降伏している仙台藩としては、困りました。戦闘が起これば、仙台藩の立場は苦しくなります。藩としては旧幕府軍に物資を持たせて

兵衛自身は、妻の死という心労が在ったうえ、それに追いつきをかけるように、石巻が戦場になることを回避するための尽力、さらに翌年四月の新政府軍二度目の石巻進駐への対応と、気の休まる暇もない程の心労だったのでしょうか。明治四年四月十二日、理兵衛は、四十六歳でその生涯

を閉じます。

「初代理惣治（惣治）」と「たね」の子ども（理兵衛⑨の孫）の代になると、長男「理八」が二代目理惣治として、一番目、三番目のこども（「たみよ」「総七郎」）を分家させ、同じ住吉に居住させました。本家と分家二軒が、大本家にとつては、江戸幕府徳川家の「御

毛利屋理兵衛にその出資方を依頼します。その結果、理兵衛の尽力により酒千樽、米千俵などの食糧品、燃料、薬品、生活用品など四十八品目を調達し、榎本艦隊に積み込みます。こうして旧幕府軍は十月十二日に牡鹿半島の折浜を出帆し蝦夷地に向かいます。理兵衛自身は、妻の死という心労が在ったうえ、それに追いつきをかけるように、石巻が戦場になることを避けた結果、「初代理惣治（惣治）」と「たね」の子ども（理兵衛⑨の孫）の代になると、長男「理八」が二代目理惣治として、一番目、三番目のこども（「たみよ」「総七郎」）を分家させ、同じ住吉に居住させました。本家と分家二軒が、大本家にとつては、江戸幕府徳川家の「御

三家」のような存在になつてあります。飢饉で「家系の継承」で長生きし、孫たちの面倒を見ることになります。この「たり⑩」と「理兵衛」途絶しないように（跡継ぎがある工夫をして）親子は、毛利家の家系が

石巻の歴史から ⑬

物は「理兵衛⑨」の末娘「たみ」です。彼女は、仲町の商人伊藤忠右衛門に嫁ぎます。その娘「ひさ」は、石巻ハリス正教会で最初の洗礼を受けた人物です。それを取り仕切った司祭が沢辺琢磨（坂本龍馬のまといとこ、石巻教会の初代司祭）で、明治十年（一八七七）のことです。

この夫婦が石巻地域におけるハリストス正教会の中核的存在となり、明治十三年（一八八〇）三月には新田町（現千石町）に教会堂が建設されました。それが宮城県沖地震で被害を受けて中瀬に移築されました。その教会堂は、この度の東日本大震災の津波でも流されずに建物が残り、海外では「神の奇跡」と言わ

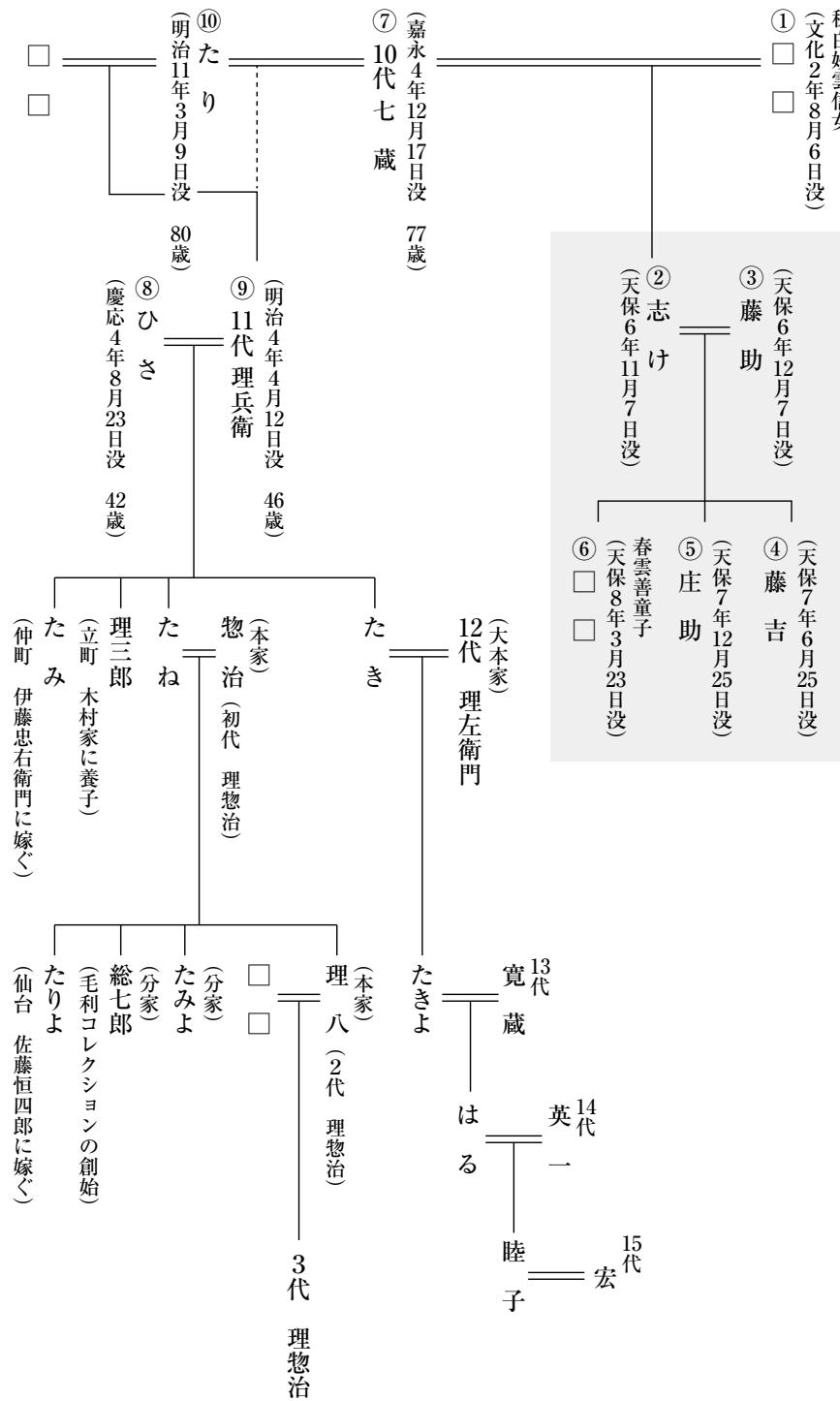
と呼ばれる石巻が誇る文化的な遺産です。考古学の遺物、古鏡、根付、矢立、狩猟用具、袋物、喫煙用具、化粧用具、アイヌ関係資料、柳田国男らとの書簡類があり、これらは調査整理が終わりましたが、絵馬、千社札、刀の鍔等未だ整理調査が手付かずのものもあります。これ等は平成二十二年（二〇一〇）十月に後継者である伸氏から石巻市に寄贈されていますが、今回の震災でも無事残りました。

毛利家と石巻の歴史に関する四番目の人物は、「理兵衛^⑨」のひ孫の代に現れます。その人は、石巻の野球という分野での貢献です。

本家2代目理惣治（理八）の息子である3代目理惣治が

毛利家の系図

出典：「毛利大本家の法名碑」（廣済寺）
石巻市毛利コレクション整備推進室作成の「毛利家系図」



歴史との関りの三番目の人物は、「理兵衛^⑨」の孫で、

その人で、「石巻野球界の父」と言われた人物です。

付しています。さらに、石巻から甲子園への出場は、昭和

六大学野球で活躍しました

ませんでした。そして、幕末以降の石巻の歴史や出来事も

住吉で分家となつた総七郎です。この人が少年の頃から亡くなるまで約七十年をかけて、庶民の生活文化の品々を中心に集めて分類したのが、いわゆる「毛利コレクション」

彼は、大正時代に全国でも数少ない社会人野球チーム「日和俱楽部」を結成し、オーナー兼監督を務めました。また水押の所有地に野球場を造り、やがてそれを石巻市に寄

二十三年（一九四八）の石巻高校が最初ですが、彼はその時の監督であり、彼の次男光雄氏がエースピッチャーでした。因みに長男健一郎氏は法政大学のセカンドとして東京

歴史の世界では「若し何々ならば：」は禁句です。しかし、あえて「毛利家十代目の七蔵の再婚がなければ」と仮定した場合、十一代理兵衛以降の毛利家そのものは存在し

違つたものになつていた筈です。十代目七蔵自身は、家系の存続、継承を願つての再妊娠でしたが、結果として後の五巻及び仙台藩の歴史に大きな影響を与えたのです。

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

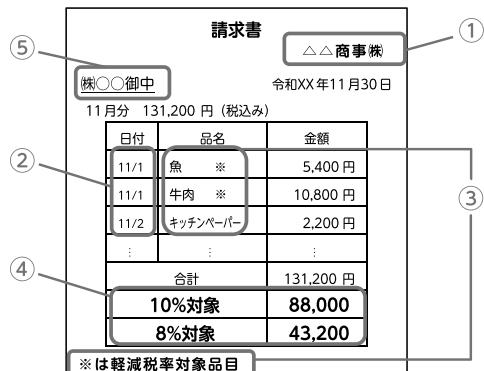
《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年 月 日	摘要	税 区分	借方 (円)	
11 30	△△商事株 11月分 日用品	10%	88,000	
11 30	△△商事株 11月分 食料品	8%	43,200	
②	① ③		④	

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0120-398-1111 (無料)

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)
【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）とつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「△その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



《東松島支部》
地域社会貢献活動として寄付



日付 平成31年3月29日(金)
会場 石巻ルネッサンス館
寄付先 NPO法人東松島市体育協会

《新入社員研修》
意識は姿を整え、形は心を強めする



日付 平成31年4月2日(火)
会場 石巻グランドホテル
講師 (株)ワンズワイル代表取締役 尾花 彰氏
参加者 30名

第一回広報委員会



日付 平成31年4月8日(月)
会場 石巻グランドホテル
出席者 7名

《東松島支部》
第一回役員会



日付 平成31年4月10日(水)
会場 ちゃんこ萩乃井
出席者 13名

事業報告
本部会

AIG共催
雇用トラブル対策セミナー



日付 平成31年3月7日(木)
会場 石巻グランドホテル
講師 (株)ヒューマンリソースみらい
代表取締役 荒木 康之 氏
参加者 23名

第三回理事会



日付 平成31年3月14日(木)
会場 石巻グランドホテル
出席者 24名

《かほく支部》
第一回役員会



日付 平成31年3月19日(火)
会場 プラザきかく
出席者 12名

《共催・後援》
消費税軽減税率制度説明会



日 付 平成31年4月23日(火)・24日(水)
会 場 石巻合同庁舎
参加人数 合計83名
講 師 石巻税務署法人課税第一部門
統括国税調査官 板垣 淳氏



日 付 平成31年4月23日(火)・24日(水)
会 場 石巻合同庁舎
参加人数 合計83名
講 師 石巻税務署法人課税第一部門
統括国税調査官 板垣 淳氏

女性部会

第14回法人会
全国女性フォーラム富山大会



日 付 平成31年4月24日～26日(金)
会 場 富山産業展示館テクノホールほか
参加者 10名

女川支部
第1回役員会



日 付 平成31年4月12日(金)
会 場 女川町まちなか交流館
出席者 8名

河南桃生支部
第1回役員会



日 付 平成31年4月16日(火)
会 場 和ダイニング葵
出席者 12名

【やさしいべやかわらぶ総務
庶務の実務セミナー】



日 付 令和元年5月20日(月)
会 場 石巻グランドホテル
講 師 株人事サポートプラスワン
代表取締役 松本 健吾氏
参加者 42名



租税教室⑪



日付 令和元年6月17日(月)
会場 石巻市立中里小学校
児童数 6学年41名
講師 副部会長 高橋 政則 氏

青年部会

県青連設立30周年
記念式典・祝賀会

第1回租税委員会



第1回役員会



ホームページへ会員企業紹介登録のご協力お願いします

当会では、本年度も昨年度に引き続き「ホームページ会員紹介掲載」事業をおこなっております。

本事業は、会員企業の商品・製品・サービス等のPRやビジネスパートナーの発掘の他、全国各地の法人会所属事業所や関係団体等に会員企業をアピールし、経営における新たなチャンスに結びつけていただくことを目的としております。

つきましては、本事業の趣旨にご賛同いただき、貴社の事業者情報の掲載についてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い致します。

◎申込期間 令和元年8月1日(木)～9月30日(月) (受付期間終了後、10月から順次掲載、更新作業を行います)

◎掲載場所 公益社団法人 石巻法人会ホームページ (URL <http://www.i-houjinkai.jp>)

◎対象者 会員企業 (すでに前年にお申込みいただいております場合は、変更がない限り新たに申込みいただく必要はありません)

◎料金 無料 (登録後も一切料金は発生致しません)

『掲載内容』 ・以下の情報が公開されます。

(会社名 所在地 電話番号 貴社HPへのリンク 主要業務 会社PR 業種)

【本件お問い合わせ先】 公益社団法人 石巻法人会事務局 担当:阿部
〒986-0032 石巻開成1-35
TEL 0225-93-6704 / FAX 0225-93-6705

申込書はこちら



公益社団法人石巻法人会 ホームページ会員紹介掲載申込書

ご担当者様

【担当者 E-mail @ 】

※掲載等の報告及び確認を上記担当者様宛にメールもしくはお電話を致します。



公益社団法人 石巻法人会
〒986-0032 石巻開成1-35
TEL 0225-93-6704 / FAX 0225-93-6705
E-mail : info@i-houjinkai.jp
<http://www.i-houjinkai.jp>

PETがん検診

Q&Aコーナー

厚生仙台クリニックの
PETがん検診アンケートに
お寄せ頂いたご意見、ご質問に
お答えいたします。



Q1 PET検査を受けた後に特に注意する点などはありますか。

A1 PET検査の後は通常通りの生活をしていただけますが、乳幼児との接し方に注意する点があります。

PET検査では、FDGという放射性のお薬を静脈注射して撮影を行う為、検査終了後、ごくわずかな量ですが体内から放射線が出ています。12時間程度は乳幼児との抱っこやおんぶ等の密接な接触を避けていただく必要があります。授乳中の方は、24時間授乳を控えて下さい。

乳幼児以外の家族への影響は無いと考えてよいでしょう。



知っておきたい医療の知識

しん きん こう そく 心筋梗塞

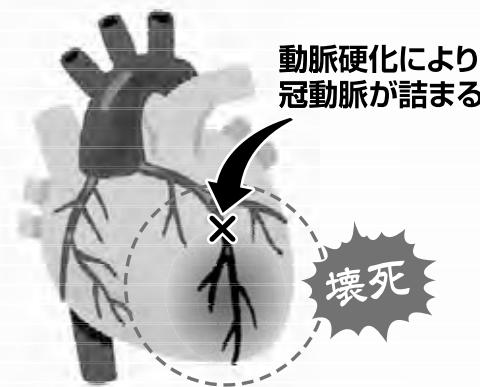
心臓を取り巻く冠動脈が、動脈硬化により詰まることで血流が途絶え、心臓の筋肉が壊死することをいいます。

発症2週間以内を急性、1ヶ月以上経過したものを陳旧性といい、急性の場合は生命の危険が大きく、速やかな受診が必要です。

症状は胸部の締めつけられるような激痛に加え、息苦しさや吐き気、冷汗などが通常30分以上続きます。なお、高齢者や糖尿病の方は、痛みが生じないこともあります。

また、約半分の方に前兆があり、短時間の胸痛や胸部圧迫感、胸やけ、まれに左腕・肩・歯・頸の痛み(放散痛)などを繰り返すことがあります。

主な原因は右のとおりで、動脈硬化の原因となる生活習慣や疾患のコントロールが大切です。



〈主な原因〉

脂質異常症、高血圧、糖尿病、高尿酸血症
肥満、喫煙、飲み過ぎ、運動不足 など



医療法人西隆会 厚生仙台クリニック

〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木 1-5-4
フリーダイヤル 0120-501-799



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社石巻営業所/
宮城県石巻市穀町3-15 太陽生命石巻ビル5F
TEL 0225-22-5551

AIG AIG損害保険株式会社

石巻支店/宮城県石巻市東中里2-10-16
TEL 0225-23-1408



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG損保

Series
Guard

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災** (業務災害総合保険)

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル** (業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで、
労務・雇用トラブルに備える

スマートプロジェクト (総合事業者保険)

地域社会に貢献する **ビジネスガードAUTO** (法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険 **STARs** (事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える **プロパティガード+企業地盤保険**

(企業財産保険・財物損害補償特約+地盤・耐火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 **情報漏えいガード** (個人情報漏洩保険)

マイナンバーコード

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える **MRP保険** (マネジメントリスクプロテクション保険)

飲食料品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償 **CPI** (生産品質保険・CPI限定型)

海外進出企業向けサポートプラン **ワールドリスク**

WorldRisk®

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

石巻支店

〒986-0812

宮城県石巻市東中里2-10-16富士火災石巻ビル

TEL.0225-23-1408 FAX.0225-94-6140

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-180010 2020-01)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。

アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

(引受保険会社) **アフラック** 仙台総合支社

法人会フリーダイヤル
0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。